

栃木県工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する建設工事の検査について、栃木県建設工事検査規程（昭和49年栃木県訓令第6号）（以下「規程」という。）第13条及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）（以下「規則」という。）第145条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査員は、検査班長、検査監、副検査監及び再任用の検査担当職員のうちから命ずるものとするが、特に必要が生じたときは、上記以外の職員のうちから命ずるものとする。

2 規則別表第2に規定する公所の長への特定委任事項に係る工事の検査及び規程第3条第2項第1号（天災その他不可抗力による損害の確認）、第2号（契約が解除されたときの確認）及び第3号（部分払いに係る出来形部分検査）の検査を行う検査員は、前項の規定にかかわらず当該工事を所掌する課、又は出先機関の職員のうちから命ずるものとする。

(検査員の兼務)

第3条 特別の事由がある場合の他は、検査を実施しようとする工事の監督員に当該工事の検査員を命じてはならない。

(中間検査)

第4条 中間検査は、第2条第1項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる工事については、技術管理課長が、また、同条第2項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる工事については、当該工事を所掌する課の長、又は出先機関の長が、それぞれ必要と認めるものについて実施するものとする。

(検査の重複執行)

第5条 規程第3条第2項第1号、第3号及び第4号（指定部分の引渡し）並びに同条第3項（中間検査）の検査は、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(検査の準備)

第6条 規程第5条第3項の規定により検査員が行う検査に立会うことになる監督員は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について準備又は措置を講じて立会うものとする。

- (1) 契約書、設計図書、工事写真、品質及び施工管理資料の準備
- (2) 測量機械器具、写真機及び黒板の準備
- (3) 測点及び主要構造物の寸法の表示

- (4) 破壊検査及び試験に必要な機械器具の用意
- (5) その他必要な用具の用意

(完成検査)

第7条 検査員は、契約図書に基づき別に定める「栃木県工事検査技術基準」に適合しているか否かを確認し、施工状況、出来形、品質及び出来ばえを実地において検査しなければならないものとする。

(工事成績の評定)

第8条 検査員は、前条の完成検査において、工事を所掌する栃木県の各部分が別に定める「工事成績評定要領」に基づき、工事成績を評定しなければならないものとする。

(修補又は改造)

第9条 規程第8条第1項第1号中「不適合の程度が軽易なもの」とは、その程度が小規模で修補又は改造が容易であり、かつ、21日未満で完了すると認められるものとする。

2 規程第8条第1項第2号の区分は、次のとおりとするものとする。

- (1) 「不適合の程度が重大であるもの」とは、工事目的物の出来形が、契約書及び設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、機能上支障があるが修補又は改造によりその支障を排除することができるものと認められるもの。
- (2) 「修補若しくは改造に要する期間が相当の日数を要するもの」とは、21日以上60日未満で修補又は改造が完了すると認められるもの。
- (3) 「修補若しくは改造が困難と認めたもの」とは、コンクリート構造物又は鋼構造物等において、工事目的物の出来形が設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、(2)によって修補又は改造の措置がとれないもの。

(軽微なものの措置)

第10条 前条第1項に該当するもののうちで、特に軽微なもの又は7日未満で修補又は改造が完了するものと認められるものについては、検査員が口頭又は検査指示書の様式に準じて措置することができるものとする。

(再検査)

第11条 前条の規定による措置をした場合の再検査は、その処理報告の確認をもって検査合格とすることができる。

附 則 (平成28年3月1日制定 森整第967号、農振第666号、技管第230号)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部工事等検査要領」、「栃木県環境森林部工事等検査要領の運用」、「栃木県農政部工事検査要領」、「栃木県農政部工事検査要領の運用」、「栃木県土整備部工事検査要領」は廃止する。